

「私の主張の会」 資料

「社会への提言」活動について
PART-2

情報システム学会
企画委員会

今日、情報システムに関わる多くの問題が、頻繁にメディアを賑わしている。その中には、コンピュータ・システムを主体とする狭義の情報システムで起きている問題もあれば、人間系を巻き込んだ社会システムとしての情報システムに関わる問題も少なくない。

「社会への提言」では、それらの社会的にも注目された問題のいくつかを情報システムのケースとして取り上げ、情報システム学会が標榜する“人間中心の情報システム”を実現するために、それらの問題が起きた本質的な要因は何であったのかを示し、またそれらのケーススタディから我々は何を学ぶべきなのかを考える。

我が国におけるプライバシーの保護と個人情報の活用再考

(1) 前回の提言(真のマイナンバー制度を導入するために)での我々の主張

- マイナンバーを個人識別の唯一のキーとすべき
- これを核に政府の情報システムのレベルを高める
- 税と社会保障の範囲に限定せず、民間を含めて幅広い活用し、社会全体を効率化
- 先行事例からの叡智(成功も失敗も)を十分活用する
- 情報システムの構築は、まず「プライバシー・デザイン」から始める
- マイナンバー制度を「世界で一番安全なもの」として実現する

(2) 世界と日本の個人情報保護の取り組み

- 1995年 EUデータ保護指令
個人データの保護レベルの不十分な国へは、個人データの移動ができなくなった
- 2003年 個人情報保護法を制定
- 2006年 個人情報保護のためのガイドラインを改訂
日本は欧州委員会から「十分性認定」を受けられず
- 2012年 EU指令の改訂
「指令」から「規則」へ
 - 「自己情報コントロール権」など、個人情報保護の権利強化
 - EU域内でのデータ保護ルールの一元化
 - グローバル環境でのデータ保護ルールの詳細化
- 日本も新しいEU規則への適切な対応が急がれる

(3) 政府が保有する個人情報の有効活用を

- 法律に基づき集められる政府保有の個人情報は、活用がまだ不十分
 - 例) 独居老人の地域全体での見守りへの活用

(4) プライバシーとは何か

- プライバシー > 個人情報
- 古典的プライバシー権
 - 「そってしておいて貰う権利」
- 現代的プライバシー権
 - 自分の情報をコントロールする権利

(5) 日本のプライバシー侵害の現状

- 監視カメラによる撮影と画像の活用に関する法律は？
- ライフログの収集・蓄積による「行動ターゲティング広告」を新EU規則では停止できる権利も

今こそ中堅・中小企業で情報システムの高度利用を！

- (1) いま何故、中堅・中小企業で情報システム高度利用か？
 - 国内の雇用を守るのは中堅・中小企業
 - 中堅・中小企業の生産性向上が急務
 - バブル崩壊以降、中堅・中小企業の労働生産性が向上していない
 - 情報システム投資の差が、その大きな要因

- (2) これまで進まなかった理由
 - 投資の制約とIS人材不足
 - 資金繰りが厳しい中堅・中小企業では、投資対効果の不透明な情報システム投資が難しい
 - 業務設計まで関与できるIS人材はユーザ側で不足
 - ベンダーからの人材供給も不十分
 - 稼働後の保守体制にも課題あり

(3) 情報システムコンサルタントの必要性と要件

- クラウドコンピューティング登場は中堅・中小企業に朗報
- 初期投資を抑えるスモールスタートが可能に
- IS人材をクラウド側に頼れる(開発場面も運用場面も)
- 業務側のIS人材の不足がネックに
- 中堅・中小企業向けの情報システムコンサルタントが求められる
 - 経営者との信頼関係を構築できる
 - ユーザ教育やデータ移行に強い
 - ビジネスや業務プロセスの改革を支援できる

(4) 具体策の提言

- 団塊世代のIS人材の活用がキー
- 中堅・中小企業とIS人材とのマッチングサービスが必要